

# 社会福祉法人 佐世保白寿会

## 白寿荘 指定通所介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 佐世保白寿会が開設する白寿荘通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行なう通所介護の事業及び第1号通所型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「通所介護員等」という。）等が居宅要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業所の通所介護員等は、居宅要介護者等について、生活向上にむけて自立の援助とその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る為、入浴及び食事、排泄の介護その他生活全般にわたる援助を行なう。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 白寿荘通所介護事業所  
長崎県 第4270200548号
2. 所在地 佐世保市鹿子前町904-1（特別養護老人ホーム白寿荘1階）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

	人員基準	保有資格	常勤	非常勤	業務内容	備考	計
管理者	1名	社会福祉主事	1名		管理業務	生活相談員兼務	1名
生活相談員	1名	介護福祉士	1名(1名)		生活相談	1名管理者 1名介護職員兼務	2名 2名)
		社会福祉主事	1名(名)				
機能訓練 指導員	1名	看護師	1名(1名)		機能訓練	看護職員兼務	2名 (2名)
		准看護師	1名(1名)	名(名)			
看護職員	1名	看護師	2名(1名)		看護業務	2名機能訓練 指導員兼務	3名 (2名)
		准看護師	1名(1名)	名(名)			
介護職員	5名	介護福祉士	7名(1名)	1名	介護業務	1名生活相談員兼務	10名(1名)
		介護職員	2名(名)				
管理栄養士	1名	管理栄養士	4名(4名)		栄養管理業務	施設管理栄養士兼務	4名(4名)

※ ( ) は兼務者の内数。

## 2. 職務内容

- (1) 管理者
  - ・管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行なう。
- (2) 生活相談員
  - ・居宅介護支援事業所、地域包括支援センターや家族、かかりつけ医との連絡調整を図る
  - ・居宅サービス計画書及び介護予防サービス・支援計画書に基づく通所介護計画書を作成する。
  - ・利用者および家族の在宅介護をおくる上での相談援助、技術指導を行う
- (3) 機能訓練指導員
  - ・利用者の身体状況を理解し適切な日常動作訓練や、日常生活を営むのに必要な機能の改善、減退の防止のための訓練を提供する
- (4) 看護職員
  - ・利用者の既往を知り健康管理を行う
- (5) 介護職員
  - ・利用者の身体状況を理解し、通所介護計画に基づいた介護を行う
  - ・通所介護職員は事業所介護の提供に当たる

### (利用定員)

第5条 利用定員は35名とする。

### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1. 営業日
  - 月曜日から土曜日までとする。
  - 但し、8月14日、8月15日、12月31日、1月1日、2日  
研修日（年1回）は除く。

\*研修日については不定期である為、研修日の1ヵ月前にはご利用者にお知らせをする。

- 2. 営業時間
  - 午前8時00分～午後5時30分とする。

### 3. サービス提供時間

- ・介護給付（3時間以上4時間未満）  
午前8時55分～午後12時00分とする。
- ・介護給付（4時間以上5時間未満）  
午前8時55分～午後2時00分とする。
- ・介護給付（5時間以上6時間未満）  
午前9時55分～午後3時00分とする。
- ・介護給付（6時間以上7時間未満）  
午前8時55分～午後3時00分とする。
- ・介護給付（7時間以上8時間未満）  
午前9時55分～午後4時00分とする。
- ・第1号通所型サービス事業
  - 午前9時00分～午後12時00分
  - 午後1時00分～午後4時00分とする。

### 4. その他

- ・機能訓練、運動機能向上、栄養・口腔ケアの加算の実施
  - ⇒ 提供を実施しない日 日曜日、12月31日～1月2日
  - ※ 栄養ケアに関してのみ祝祭日も実施不可
- ・営業日及びサービス提供時間の特例
  - ⇒ 当事業所のサービス体制が取れない場合、天候や交通網の状況が適正な事業実施に適さない場合はそのサービスの停止又は一部変更を行なう場合があります。

⇒ ご利用者（ご家族）の希望や交通状態により、この規程に定めるサービス提供時間以外にサービスを実施する場合はその居宅介護支援計画書に定める時間をサービス提供時間とみなします。

（指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業の内容及び利用料、その他の費用の額を次のとおりとする。

1. 内容 通所介護事業及び第1号通所型サービス事業

- ① 生活指導
- ② 機能訓練（通所介護のみ）
- ③ 運動機能向上（第1号通所型サービス事業のみ）
- ④ 栄養ケアマネジメント
- ⑤ 口腔機能向上
- ⑥ 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- ⑦ 介護方法の指導（家族介護者教室）
- ⑧ 健康状態の確認
- ⑨ 食事提供（通所型独自サービス1、3時間以上4時間未満利用者を除く）
- ⑩ 入浴（通所型独自サービス1利用者を除く）
- ⑪ 送迎

2. 利用料その他の費用の額

介護度に基づくサービス費の保険給付部分の自己負担割合に応じた金額

《 第1号通所型サービス事業：月額 》

基本部分		1割負担	2割負担	3割負担
第1号通所型サービス事業費 (月額)	通所型サービス事業1	1,798円	3,596円	5,394円
	通所型サービス事業2	3,621円	7,242円	10,863円
個別利用加算				
栄養改善加算	200円/月	サービス提供体制加算（事業1）		88円
栄養アセスメント加算	50円/月	（事業2）		176円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円/月	若年性認知症利用者受け入れ加算		240円/月
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円/月			
生活機能向上グループ活動加算	100円/月	生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100円/月
		生活効能向上連携加算（Ⅱ）		200円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	9.2%	一体的サービス提供加算		480円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月			

《併設型通所介護（通常規模型通所介護費／日額）

(1) 《併設型通所介護（通常規模型通所介護費：3時間以上4時間未満）》

介護度	基本料金（1割）	基本料金（2割）	基本料金（3割）
要介護1	370円	740円	1,110円
要介護2	423円	846円	1,269円
要介護3	479円	958円	1,437円
要介護4	533円	1,066円	1,599円
要介護5	588円	1,176円	1,764円

(2) 《併設型通所介護（通常規模型通所介護費：4時間以上5時間未満）》

介護度	基本料金（1割）	基本料金（2割）	基本料金（3割）
要介護1	388円	776円	1,164円
要介護2	444円	888円	1,332円
要介護3	502円	1,004円	1,506円
要介護4	560円	1,120円	1,680円
要介護5	617円	1,234円	1,851円

## (3) 《併設型通所介護（通常規模型通所介護費：5時間以上6時間未満）》

介護度	基本料金（1割）	基本料金（2割）	基本料金（3割）
要介護1	570円	1,140円	1,710円
要介護2	673円	1,346円	2,019円
要介護3	777円	1,554円	2,331円
要介護4	880円	1,760円	2,640円
要介護5	984円	1,968円	2,952円

## (4) 《併設型通所介護（通常規模型通所介護費：6時間以上7時間未満）》

介護度	基本料金（1割）	基本料金（2割）	基本料金（3割）
要介護1	584円	1,168円	1,752円
要介護2	689円	1,378円	2,067円
要介護3	796円	1,592円	2,388円
要介護4	901円	1,802円	2,703円
要介護5	1,008円	2,016円	3,024円

## (5) 《併設型通所介護（通常規模型通所介護費：7時間以上8時間未満）》

介護度	基本料金（1割）	基本料金（2割）	基本料金（3割）
要介護1	658円	1,316円	1,974円
要介護2	777円	1,554円	2,331円
要介護3	900円	1,800円	2,700円
要介護4	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	1,148円	2,296円	3,444円

個別利用加算			
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56円	ADL維持等加算/月	30円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76円	ADL維持等加算/月	60円
個別機能訓練加算（Ⅱ）/月	20円	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円
入浴介助加算（Ⅰ）	40円	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 9.2%
入浴介助加算（Ⅱ）	55円	科学的介護推進体制加算/月	40円
若年性認知症利用者受入加算	60円/日	中重度者ケア体制加算	45円
昼食代（おやつ代含む）/回	660円	認知症加算	60円

- ① 上表の介護度に基づくサービス費の保険給付部分の自己負担割合に応じた金額に食費 660 円（1回あたり）〔昼食及びオヤツ〕の金額を追加した額が、ご利用者負担金額とする。
- ② オムツ代、レク材料費、行事参加費、その他希望者のみ、ご利用者負担が適当と認められる費用に関しては随時、ご利用者又はそのご家族に説明し同意を得たうえで徴収するものとする。
- ③ 事業所が送迎を行わない場合、1回につき 47 円減算となります。

第8条 通常の事業の実施地域は下記の通りとする。

・介護給付並びに予防給付に関するサービス提供地域

- ・中部地域包括支援センター・山澄地域包括支援センター・清水地域包括支援センター
- ・大野地域包括支援センター・相浦地域包括支援センター、  
上記包括支援センター圏域内

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(サービス提供にあたっての留意事項)

- 第9条 1. 個別機能訓練加算(Ⅱ)のサービス提供にあたっては、原則として事前にご利用者の主治医の指示書を提供いただくものとする。
2. 入浴サービスの提供にあたっては、原則として事前に皮膚疾患情報等を提供いただくものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条 ご利用の一部または全部をキャンセルなさる場合、所定の時間までにご連絡がない場合は利用料の一部または全部を請求する場合がある。
- 詳細及びその他留意事項は『重要事項説明書』に明記し契約時に説明・同意いただき、遵守いただくものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 緊急時等における対応方法を次のとおりとする。

1. 状態が軽度の場合、家族との連絡等を行い、その間看護師による応急手当を行なう。  
また緊急時は、利用者の かかりつけ医へ連絡し、指示を仰ぐものとする。

2. 非常災害対策

(予防管理組織)

通常の火災予防について、その徹底を期するため防火管理者を置きその下に火元責任者その他を置く。風水害等の各種災害についても責任窓口を前述 防火責任者とし、その指示の元、対応するものとする。

(避難施設等の管理)

出入口、非常口、廊下、階段、通路および周囲の空地 その他避難の為 使用する施設または場所は避難上支障なき様努め、随時点検するものとする。

(任務の遂行)

荘内災害時の折には避難誘導を他に先立ち優先的に行うものとする。

(教育訓練)

1. 職員は進んで災害等に関する教育を受け、防災管理の完璧を期するように努力するものとする。
2. 有事に際し、被害を最小限度にとどめるため、消火 通報および避難の訓練を実施し技術の向上を図るものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事故発生時における対応方法を次のとおりとする。

1. 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、行政機関及び利用者の家族、当該利用者の居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、法令で定める措置を講じるものとする。
2. 事業の提供により賠償を行なうべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なうものとする。
3. 事業の提供により事故が発生した場合はその原因を解明し、再発の防止策を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 その他運営に関する留意事項は以下の通りとする。

1. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなく

なった後においてもこれら秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を提示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。
4. 正当な理由なく、サービスの提供を拒まないものとする。また当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者及び包括支援センターに連絡を行ない、又は適当な事業者を紹介することとする。
5. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行なう。
6. 利用者の要介護度認定等につき介護認定審査会意見が付されている場合には、介護認定審査会意見に配慮してサービスを提供する。
7. 利用者からの相談又は苦情に関する窓口を置き文書で記録し保管する。
8. 施設長は、職員に対し社会福祉に従事する職員として、福祉に対する理念と技能及び業務の
9. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は別に定めるものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の次号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  2. 虐待の防止のための指針を整備する。
  3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (衛生管理及び感染症対策事項)

第15条

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 一 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

第16条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

第17条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年〇回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

#### 第18条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和7年 4月 1日改定